

Law for Partial Amendments to National Government Organization Law, (Law No. 120, 1948) (Draft)

國家行政組織法の一部を改正する法律案
第二十七条の次に次の別表を加える。

(別表)

府、省又は本部	委員会	官内廳	公團
總理府	統計委員会 公正取引委員会 全國選舉管理委員会 國家公安委員会 公職資格訴願審査委員会 外國為替管理委員会	特別調查官 賠償管理官 地方自治官	
法務府	中央更生保護委員会 司法試験管理委員会		
外務省			
大藏省	証券取引委員会	國稅 造幣 印刷 造幣 印刷	酒類配給公團
文部省			
厚生省		引揚援護廳	
農林省		食糧廳 林野廳 水産廳	肥料配給公團 飼料配給公團 食糧配給公團 食料品配給公團 油糧配給公團
通商産業省		工業技術廳 特許廳 中小企業廳	配炭公團 産業復興公團 貿易公團

府、省又は本部	運輸省	郵政省	電気通信省	労働省	建設省	経済安定本部
委員会	船員労働委員会			中央労働委員会 公共企業体仲裁委員会 国有鉄道中央調停委員会 専賣公社中央調停委員会 国有鉄道地方調停委員会 専賣公社地方調停委員会		外資委員会
海上保安廳			航空保安廳			物價調査廳
船舶公園						價格調整公園

附則

この法律は、昭和二十四年六月一日から施行する。

理由

各省各廳の設置法の制定に伴い、國家行政組織法第二十七条により、同法に各行政機關及び公園の別表を附加する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。